

会議録

会議名称	令和５年度第１回 北本市子ども・子育て会議
開会及び 閉会日時	令和５年１０月２日（月） 午後２時００分～午後５時１５分
開催場所	北本市庁舎３階 委員会室２
議長氏名	会長 森田満理子
出席 委員(者) 氏 名	森田満理子、大木正仁、山川英夫、関野友恵、新島一彦、 青柳恭義、堀口美幸、安東卓也、有田めぐみ、成塚詩織、 高橋めぐみ
欠席委員 (者)氏名	塚本三恵子、大竹達也、醍醐隆
説明者の 職 氏 名	福祉部保育課保育担当主幹 角田琢磨 福祉部保育課保育担当主査 急式優枝
事務局職 員職氏名	保育課長 金子能也 保育課保育担当主幹 角田琢磨 主査 急式優枝 保育課施設運営担当主幹 山本浩之 子育て支援課長 南豊
会議 次 第	１ 開会 ２ 委嘱状交付 ３ 会長・副会長選出 ４ あいさつ ５ 委員紹介 ６ 議事 (１) 令和６年度利用調整基準の整理について (２) 第三期子ども・子育て支援ニーズ調査の仕様について (３) 幼稚園型認定こども園への移行希望園について (４) 小規模保育施設の新規申請について ７ 閉会
配布資料	・ 令和５年度第１回子ども・子育て会議次第 ・ 資料１ 令和６年度北本市保育施設利用調整表（案） ・ 資料２ 北本市子ども子育て支援計画作成に係るニーズ調査委託仕様書（案） ・ 資料３ 幼稚園型認定こども園移行依頼（３-１、３-２） ・ 資料４ 小規模保育施設の新規申請の概要

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
保育課長	1 開会 それでは、定刻となりましたので令和5年度第1回北本市子ども・子育て会議を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本会議にご出席いただきありがとうございます。 本日、委員11名の出席をいただいております。よって「北本市子ども・子育て会議条例」第5条第2項に定める過半数を満たしているため、本会議が成立することをご報告いたします。
保育課長	2 委嘱状交付 次に、この度、委員の改選がございました。 本来であれば、市長より交付させていただくものになりますが、委員の皆様から私から委嘱状をお渡しさせていただきます。これより皆様の席の前へ参りますのでその場でお受け取りをお願いします。
保育課長	～委嘱状交付～
保育課長	3 会長、副会長選出 続きまして、「3 会長、副会長選出」ですが、会長選出までの間、事務局で進行させていただきます。 北本市子ども・子育て会議条例第4条では、会長、副会長の選任につきましては、委員による互選とされてます。 皆様から立候補や御推薦、選出についての御意見はございますでしょうか。
青柳委員	立候補します。
保育課長	他に立候補や御推薦はございませんでしょうか。
新島委員	前会長ということもあり、会議の内容をよくご存じなので、森田委員を推薦します。

発言者	発言内容・決定事項
保育課長	他に立候補、御推薦ございませんでしょうか。 無いようでしたら、挙手により会長を決したいと思いを す。 ＝ 挙手 ＝ 挙手による支持の多かった森田委員へ会長をお願いしま す。 引き続き、副会長について立候補はいかがでしょう。
青柳委員	立候補します。
保育課長	他に立候補、御推薦ございませんでしょうか。 無いようでしたら、青柳委員に副会長をお願いすること につきまして、承認される方は、挙手をお願いいたします。 ＝挙手多数＝ 皆様に同意いただけましたので、青柳委員には副会長を お願いします。 4 あいさつ それでは、続きまして、森田会長、青柳副会長よりごあい さつをお願いします。
青柳委員	(あいさつ)
森田委員	(あいさつ)
保育課長	5 委員紹介 続きまして、今回は対面による初めての会議のため、皆様 より自己紹介をいただきたいと思います。先ほど、ごあいさ つをいただきましたが、森田会長より時計回りでお願いしま す。

発言者	発言内容・決定事項
	《委員自己紹介》
保育課長	これより議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、北本市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、森田会長に議長をお願いいたします。
森田会長 (議長)	それでは、議事を進行させていただきますが、事務局から事前に諮るべき事項などがございますか。
保育課長	北本市では、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」により会議の公開、会議資料の閲覧については、その会議に諮って決定することとしております。本会議は、「北本市執行機関の附属機関の設置に関する条例」で定める会議ではありませんが、「同規則」に準じて、この会議の公開の可否についても、会議の委員の皆様にお諮りして、公開及び資料の公開について決定したいと考えております。よろしければ、この場で、会議の公開と資料の閲覧の可否について、委員の皆様にご諮らせていただきたいと思います。
森田会長 (議長)	ただ今、事務局から提案のありました件について、委員の皆様にお諮り致します。この会議の公開と資料の閲覧についてご意見はいかがでしょうか。
山川委員	会議において、個人情報を含む部分は、非公開、資料についても、個人情報を含むような部分は非公開であれば、同様の扱いがよいと考えます。
保育課長	本日、会議に諮っていただく内容といたしましては、個人情報が含まれる情報はございませんので、御承諾いただけるということでよろしいでしょうか。 ＝ 異議なし ＝
森田会長 (議長)	特にご意見がなければ、会議を公開するとともに資料の閲覧を認めることとして議題に進みます。事務局には、傍聴希望者へのご案内と、議題の説明をお願いします。

発言者	発言内容・決定事項
森田会長 (議長)	= 事前申し込み1名あり = 6 議題 それでは、議事に移ります。 議題(1) 令和6年度利用調整基準の整理について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(1) 令和6年度利用調整基準の整理について、説明いたします。 《事務局説明》 (資料1) 令和6年度北本市保育施設利用調整表(案) ・令和5年度まで「類型1就労、就学、技能取得、求職(内定)」の細目状況のうち、「家庭内労働 上記の該当時間より減算」の項目を就労の形態によって差別しないという国の方針に基づき、令和6年度の指数表から削除いたしました。
森田会長 (議長)	ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から質問、ご意見等があればお願いします。
森田会長	議題(1)につきまして、他に質問や意見はございませんか。
堀口委員	利用調整指数表について、区分の表記について、3番までは「に対する児童」と表記されているが、4番だけ「障害児の一部」と表記されている。この「障害児の一部」という意味が分からなかったなので、この表記になった意図について説明をいただきたい。 2点目は、近隣の市町村も確認したので同様であることは分かっているのですが、類型1の就労時間について、月の最低就労時間が64時間というものが就労の条件として厳しくなる利用希望者居ることから、個別の事例によって、条件を緩和して、利用調整をできないか。 3点目は、加配を利用して保育を希望する場合には、公立

発言者	発言内容・決定事項
	保育所しか受入れしてもらえないという状況があります。難しいとは思いますが、もっと民間保育施設で受入れを促進できないかということと、加配を受けることで、短時間認定になることもあると言われているので、そんなことの無いようにしてもらいたい。 この後、小規模保育施設の議題もありますが、0 歳児から 3 歳児の受入枠がひっ迫しているということもあり、必要かとは思いますが、利用者からすると、3 歳児のまた申し込みをしなければならない負担もあり、3 歳から幼稚園を希望される利用者も一定数いることが想定されることから、入園時に 3 歳から幼稚園を希望する利用希望者は、小規模保育施設に入園するようにしてはどうか。 兄弟に障害児がいる場合の指数加算が妥当かどうか疑問です。
青柳委員	指数表とその他の意見が混在している質問内容になっていたと思いますので、まずは指数表に関する質問について、回答をいただくということでいかがでしょうか。
事務局	まず指数表の最初に記載されている「指数表による決定は次の順番で、区分別に実施します。」の「4 障がい児の一部」についてですが、これは、申請の際に加配を希望するという申し出があった方に対して、希望する各施設の受入れ状況等を考慮して、他の申請者よりも順番を優先して調整、選考を行うものとなります。 「障がい児の一部」とは、保育施設を利用するにあたって加配の必要性を認めた児童を示すものとなっております。
堀口委員	事務局の説明のとおりであるならば、「加配の必要な児童」など、1 から 3 までの標記と書きぶりを合わせる表示で良いのではないのでしょうか。「障害児の一部」という標記は、異質で、良くない印象を受けました。
事務局	表現に関しましては、配慮したもので、分かりやすくなるように、変更の検討をさせていただきます。 次の就労要件の月 64 時間以上の就労につきましては、委員ご発言の中にもありましたが、近隣も同様の基準を設けてお

発言者	発言内容・決定事項
堀口委員	りますので、保育の必要な最低労働時間として一日あたり3時間程度の労働時間は妥当な基準と考えます。 調整表の基準としては、これはこれで良いのかと思いますが、障がいを抱えているお子さんをお持ちの保護者の方で、求職活動自体もとても難しい現状と加配が必要な子どもを受け入れる保育施設が北本市では公立保育所と数か所の民間保育施設しかない状況なので、64時間というハードルは、とても高いと言えます。
青柳委員	この指数表の優先される項目等がこの表現では、事務局に説明されないと全くわからないので、指数表の表現、見方をもっとわかりやすくしてもらえないか。
事務局	委員方のご意見とおり、見方の説明もない表となっておりますので、表現方法、見方についての修正などは、見直しを検討いたします。 ※この後、加配の必要な児童の受入、利用調整に関して、具体的な事例で、事務局、委員間のやり取りがあり。
山川委員	点数配分の妥当性について、何か根拠に基づくものなのか、独自のものなのか、事務局の説明をお願いします。
事務局	児童福祉法や国からの通知により示されているものを基準として、市が弾力的に運用しています。
成塚委員	指数表の見方で「6 同居親族等の介護・看護」について、兄弟が支援学校などに通うための時間は、ここでいう「通院・通所」にあたりますか。
事務局	月48時間以上の付き添いが必要と認めれば、該当します。
成塚委員	ということは、就労要件の月80時間以上の労働と同数のポイントが付与されることから、これが妥当かということは、

発言者	発言内容・決定事項
	一概には言えないが、障がいのある兄弟がいるために月 64 時間以上の労働の要件が満たすことが難しい方よりもポイントが付くということになりますね。
	※この後、待機児童の状況、今後の見通し、受入枠の確保についての委員、事務局間でのやり取りがあり。
堀口委員	3 歳から幼稚園を希望する方を募集するような方法で、利用者の住み分けをするような方法を考えることは、していただけるのですか。
事務局	申請書に項目を設けて、意思表示をしてもらうことはできますが、利用開始後、事情が変わるご家庭もあることが想定されますし、市として、この意思表示に強制力を設けることが出来ない以上、利用調整を煩雑にするだけになりかねないので、実施は困難であると考えます。
新島委員	実際にどの程度のニーズがあるかも把握されていない部分になると思いますので、今年度は間に合わないとしても、来年度、ニーズを調査して、その結果をもって実施の有無を検討しても良いのではないのでしょうか。
事務局	新島委員のご提案のように現状の把握も含めて、実施の有無、方法について検討を行います。
森田会長 (議長)	議題(1)につきまして、他に質問や意見はございませんか。 無いようでしたら、続きまして、議題(2) 第三期子ども・子育て支援ニーズ調査の仕様について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(2) 第三期子ども・子育て支援ニーズ調査の仕様について、説明いたします。
森田会長	(資料 2) 北本市子ども・子育て支援計画作成に係るニーズ調査委託仕様書 (案) ありがとうございました。事務局からの説明が終わりまし

発言者	発言内容・決定事項
(議長)	たので、委員の皆様からご質問、ご意見等があればお願いします。
青柳委員	アンケート対象となる世帯数は、何件くらいになりますか。
事務局	世帯数では把握しておりませんが、就学児で対象が3,500件程度に対して、1,000件、重なる部分もありますが、未就学児に関しては2,000件程度に対して、1,000件を対象としてニーズ調査を行います。
成塚委員	前回のニーズ調査のアンケート回収率は、どのくらいでしたか。
事務局	58.5%です。
成塚委員	仕様では70%を想定としていますが、その点、前回を上回る算段はありますか。
事務局	前回は、郵送のみの回答方式だったものを、オンライン等の回答方法も取り入れて、回答率の向上を考えております。 なお、現時点での大まかなスケジュールは、先ほども申し上げたとおり、年内に子ども家庭庁より「こども大綱」が示され、ニーズ調査や計画に関わる詳細が判明すると考えられますので、その内容を基に年明けニーズ調査の委託先の選定などを行い、調査内容について、本会議にご確認いただくため、1月中に会議の開催、年度内にニーズ調査の実施を考えております。
森田会長 (議長)	議題(2)につきまして、他に質問や意見はございませんか。 無いようでしたら、続きまして、議題(3) 幼稚園型認定こども園への移行希望園について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(3) 幼稚園型認定こども園への移行希望園について、

発言者	発言内容・決定事項
	説明いたします。 (資料3) 幼稚園型認定こども園移行依頼 ※未移行幼稚園である学校法人柳瀬学園のみなみ幼稚園と学校法人山田学園中央幼稚園が幼稚園型認定こども園へ令和7年4月から希望していることに伴い、その利用定員設定等についての説明を行う。 森田会長 (議長) ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問、ご意見等があればお願いします。 青柳委員 幼稚園型の認定こども園になると幼稚園が終わった後、保育を受けられるということですか。 事務局 幼稚園型認定こども園は、設定された保育定員分につきましては、保育施設としての事業になりますので、利用者には、保育施設として利用いただきます。従いまして、幼稚園の時には、利用者は直接、施設と手続きを行っていましたが、幼稚園型認定こども園になりますと保育部分の利用に関しては、市の保育課に申し込みを行い、利用調整を受けるようになります。 大木委員 現在のクラス配置と移行後のクラス配置をみると移行後のクラス配置の2号の数が少なく、現在の新2号の利用者が移行できない人が出てしまうのではないですか。 事務局 表の作成が適切ではなく、申し訳ないのですが、新2号が無くなってしまうわけではないので、保育認定を受けることのできる方で保育の枠で利用が出来ない方は、引き続き新2号で利用することは可能です。 大木委員 その際の利用料などの負担で違いが出たりしますか。 事務局 保育の要件を満たしている3歳以降であれば、利用者が一

発言者	発言内容・決定事項
	度納付する必要と上限金額はありますが、償還払いという形で市より利用者に補填されます。
青柳委員	中央幼稚園に関しては、職員配置について言及があるが、みなみ幼稚園に関しては、その記述が無いが、こちらは確認しているのか。
事務局	中央幼稚園に関しましては、山田学園が保育として、事業をおこなうのが初めてでありまして、書類作成の際に特に確認を行い、記載となりました。一方、みなみ幼稚園に関しましては、同じ学校法人内において保育園、認定こども園を運営している実績もあり、保育確保の手段も持っていることから、職員配置の確認をいたしました。記載には至っておりませんでした。
新島委員	職員配置で、中央幼稚園の2歳児に関して5名の定員に対して1名の保育士の配置としています。2歳児は6名の児童に対して保育士1名を見るところとなっているので、配置はこれでよいのですが、実際にこの配置で足りますか。
事務局	新島委員のおっしゃるとおり、保育の実施において、標準時間の保育を実施するとなると1名の配置では足りないもので、中央幼稚園に対しては、保育課より朝夕の時間帯など、標準的な労働時間を超える部分を担う保育が必要になることから、そういった部分を担う保育士の確保を行うように説明、指導しており、承知いただいております。
森田会長 (議長)	議題(3)につきまして、他に質問や意見はございませんか。無いようでしたら、続きまして、議題(4) 小規模保育施設の新規申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(4) 小規模保育施設の新規申請について、説明いたします。 (資料4) 小規模保育施設の新規申請の概要 ※小規模保育施設の申し出を行っている3施設について、

発言者	発言内容・決定事項
青柳委員	説明を行う。 ① 株式会社アシステンツァ ② 株式会社湯浅 ③ 学校法人若山学園 最初の法人は、本部が神奈川にあり、責任者が施設に不在の可能性があり、現場任せで、保育の質が確保できるのか不安がある。
事務局	青柳委員の不安もごもっともですが、当該施設においては、神奈川においての実績もあり、当該法人を含め、多くの保育施設をサポートする会社との連携も行っております。保育課としては、北本市で開設される施設の施設長との連携を図り、監査等も含め、保育の質を確保してまいりたいと考えております。
関野委員	待機児童が出ている中で、不足している0歳児から2歳児までに対応する小規模保育施設の設置は、必要なのかもしれません。子どもたちにとって、3歳になる時に転園が必要となり、環境が変化することでのストレスを考えると安易に小規模保育施設の受入れを考えるのではなく、既存の施設での受入れを考えられないのか。
事務局	関野委員のおっしゃるとおり、まずは既存の施設に対して、受け入れをお願いするのが順序ですし、市内で活動実績のある方々をお願いするのが、確実であることは承知しております。 しかしながら、待機児童対策の市独自の補助金を計上するなどして、既存の施設をお願いしておりますが、ここ数年は、それでは対処できない数の希望者がおり、現に今年度も4月時点で33人の待機児童が発生しております。 本年9月議会において、補正予算を承認いただき、新たに待機児童対策として雇っていただいた保育士に対して、市より直接就職奨励金として20万円をお支払いする制度も創設させていただき、既存の施設の方々には、活用いただき、保育士確保のお願いもしております。 また、受入のお願いについては、各施設にお願いも回らせて

発言者	発言内容・決定事項
青柳委員	いただいております、今の定員以上に受入を実施していただいている施設も現にございます。 ※この後、公立保育所の退職者の話が委員と事務局であります。 ②の施設実施者は、保育は初めてですか。
事務局	はい、初めてになります。初めての事業となりますので、市といたしましても、細かく確認、指導を行っております。 特に0歳児の保育に関しては、保育士資格を持っていればできるというものでもないので、必ず0歳児保育の経験のある保育士を配置することや、先ほど、中央幼稚園でも話のありました職員の配置に関しましては、話を行っております。
青柳委員	そもそもこんなに新規の保育施設を受け入れいなければ、待機児童は解消しないのでしょうか。
事務局	必要と考えております。 これまでも既存の施設に対しては、受入枠の拡大のお願いを行っておりますが、現在の待機児童を解消するほどの拡大は期待できない状況になっておりますので、新たな施設の受入が必要となっております。
青柳委員	この施設の受入で、待機児童は解消するのですか。
事務局	現在の待機児童数で考えると、①、②で1歳児が15人、③で9人の受入が増え、今後の既存の施設の協力も更にお願いすることで解消に近づくことができると考えます。 ※この後、公立保育所の0歳児の受入について、深井保育所の今後について、委員と事務局で話があり
森田会長 (議長)	議題(4)につきまして、他に質問や意見はございませんか。 無いようでしたら、本日の議題については、以上で終わりとなりますので、議事の進行を事務局に戻します。

発言者	発言内容・決定事項
保育課長	7 閉会 森田会長、委員の皆様ありがとうございました。 本日了解をいただきました事項については、整理のうえ、検討を行い、事務を進めてまいります。 本日はありがとうございました。
議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 令和5年 12月 6日 北本市子ども・子育て会議 会長 森田満理子	